

1 現状

一定規模以上の社会福祉法人における会計監査人設置の義務化

(会計監査人の設置義務)

第三十七条 特定社会福祉法人(その事業規模が政令で定める基準を超える社会福祉法人をいう。第四十六条の五第三項において同じ。)は、会計監査人を置かなければならない。

会計監査の実施範囲・実施内容について

会計監査の実施範囲(証明範囲の設定)

- 法人単位の計算書類及びそれに対応する附属明細書の各項目とすることが適当である。
- 必要に応じて拠点区分別の計算書類及びそれらの附属明細書についても確認対象となる。

会計監査の実施内容(重点監査項目の設定)

- 会計監査人は一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、計算書類等を対象として会計監査を実施する。
- 効率的・効果的な会計監査を実施するため、法人における業務を管理運営するための法人の内部の統制の仕組み(以下、「内部統制」という)の整備・運営状況についても確認を行う。
- 会計監査に先立ち行われる予備調査では、社会福祉法人が会計監査に対応可能な内部統制が構築されているか確認を行う。

出典:第17回社会保障審議会福祉部会資料「社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会(第1回、第2回)における議論を踏まえた方向性」より

会計監査人の設置義務法人の範囲

- 社会保障審議会福祉部会報告書によると、収益(事業活動計算書におけるサービス活動収益)が10億円以上又は負債(貸借対照表における負債)が20億円以上の法人とすることが適当であるとされている。
- 一方、会計監査人の選任にあたっては法人、公認会計士等双方にとって一定の準備が必要であることから、会計監査人制度については、第17回福祉部会において、段階的な導入が提案されている。

参考 都内における会計監査人の設置規模について

サービス活動収益	10億円以上	9億円以上	8億円以上	7億円以上	6億円以上	5億円以上	4億円以上	3億円以上	2億円以上	1億円以上	1,000万円以上
法人数(累計)	164	191	219	244	301	362	426	528	660	828	880
法人数に占める割合(累計)	18.6%	21.7%	24.9%	27.7%	34.2%	41.1%	48.4%	60.0%	75.0%	94.1%	100.0%

出典:平成26年度財務分析より

法人数は財務分析実施対象数であり、都内に主たる事務所を有する法人数とは異なる。

会計監査人が設置されない法人においても、社会福祉法人の公益性・非営利性に即し、財務規律を向上させる必要がある。

国も、会計監査人非設置法人について、専門家の活用による財務会計に係る態勢整備に言及するなど、財務規律の向上に言及している。

2 都の取組-自己点検シートと監事向け説明会-

会計監査人非設置法人においても内部統制・会計経理に関する事項について、法人自ら確認できるよう、必要な事項をまとめた自己点検シートを作成し、平成29年度から法人に配布のうえ、法人自らによる点検を実施する。

財務規律の向上にあたって、重要な役割を担う監事に対しては、新制度のもとでの権限・責任・義務を伝えるとともに、自己点検シートの活用方法や各点検事項の解説等を行う説明会を開催する。

法人の内部統制・会計経理について、自己点検シートで課題が判明した場合には改善につなげていく必要がある。

法人にとって、自らの内部統制・会計経理に係る事務を適正に行うためのノウハウや専門知識が必要になる。